

各機関の実施事業等

・ 全国消防長会	1
・ 日本消防検定協会	3
・ 一般社団法人 日本火災報知機工業会	2 5
・ ガス警報器工業会	2 8
・ 財団法人 日本消防協会	2 9
・ 財団法人 日本防火協会	3 1
・ 財団法人 日本防火・危機管理促進協会	3 2

住宅用火災警報器設置推進事業（全国消防長会）

1. 全国消防長会の重点的取組

住宅用火災警報器の設置推進に係る消防本部間の情報共有及び情報提供等

2. 平成 23 年度実施中事業

事業名	平成 23 年度実施中事業（実績を含む。）
住宅用火災警報器設置推進連絡会による検討	全国消防長会各支部（9支部）及び都府県消防長会（北海道は5地区協議会）において、住宅用火災警報器設置推進連絡会を開催し、設置推進に係る推進状況、各消防本部における取組状況、問題点等について情報交換を行う。
会議等における情報交換	全国消防長会で開催する各種会議において、住宅用火災警報器設置推進に関する取組状況等について情報交換を行い、結果について全国の消防本部に情報提供を行う。
全国消防長会情報管理システム等による情報提供	全国消防長会情報管理システム及び機関紙において、住宅用火災警報器設置推進の取り組み等に関する情報を継続的に掲載する。

住宅用火災警報器設置推進に係る全国消防長会実施事業（平成23年度）

住宅用火災警報器設置推進連絡会による検討

各支部連絡会（一部紹介）

【東近畿支部】（平成23年6月2日）

- 情報提供
 - ・住宅用火災警報器設置推進強化月間の実施について
- 情報交換
 - ・連動型住宅用火災警報器に係る住民指導について
 - ・5項イ、6項ハに掲げる用途に供される部分が存ずる防火対象物で自動火災警報器の設置が義務とならない対象施設への連動型住宅用火災警報器の規制について
 - ・住宅用火災警報器設置義務化前後の活動について
 - ・「知覚障がい者対応型住宅用火災警報器の普及支援事業」について
 - ・住宅用火災警報器の普及推進に係る奏功事例の活用について

各消防長会連絡会（一部紹介）

【千葉県消防長会】（平成23年8月5日）

- 情報提供
 - ・平成23年度における緊急雇用対策創出事業に係る「住宅用火災警報器普及啓発事業」について
- 情報交換
 - ・住宅用火災警報器の電池切れ警報等の対応について
 - ・完全義務化後における住宅用火災警報器の普及啓発活動について

【和歌山県消防長会】（平成23年7月8日）

- 審議事項・情報交換
 - ・住宅用火災警報器設置義務化後の設置促進活動について
 - ・県全体における住宅用火災警報器設置推進広報の実施について
 - ・今後の住宅用火災警報器設置推進連絡会の開催について
 - ・住宅用火災警報器の設置についてのマスコミ対応について

会議・委員会における情報交換等

○全国消防長会情報管理システム及び機関紙等を活用して、住宅用火災警報器設置推進に係る情報提供を実施する。



〔※参考 全国消防長会情報管理システムトップページ〕

○全国消防長会各種会議及び全国消防長会予防委員会において、各消防本部間の情報交換を行い、その結果について、機関紙等で各会員に周知する。

情報管理システム等における情報提供等

住宅用火災警報器設置対策事業（日本消防検定協会）

1. 日本消防検定協会の重点的取組

住宅用火災警報器に係る認証業務の改善等に資する調査研究等

2. 平成 23 年度実施中事業

事業名	平成 23 年度実施中事業（実績を含む。）
住宅用火災警報器の設置効果及び維持管理等に係る調査研究	住宅用火災警報器に関する設置に伴う効果の評価の検討を行うとともに、設置後の維持管理、取替え、回収・廃棄の適切な方法等について調査研究を実施する。 ①住宅用火災警報器の設置効果 ②住宅用火災警報器の維持管理等 ③その他住宅用火災警報器設置後に関する事項
住宅防火対策推進事業	住宅防火対策推進の観点から、住宅用火災警報器に加え、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の住宅で用いる防火製品の現状を把握するとともに、適正な設置の推進を図る。

「住警器需要・普及予測等調査研究報告書」抜粋

平成21年度版

・設置消極層に関する部分

第1章 需要・普及予測手法の検討

4 アンケート調査結果

4-3 アンケート結果（予測モデルへの反映の基準となる数値の導出）

（3）インターネット調査、シンポジウム調査、（財）全国消防協会調査の比較

④ 設置拒否層の割合（47頁）

4-4 住警器の設置率、設置拒否層、設置個数と関連する要因の検討

（2）設置拒否と関連する要因（52頁）

注意：当該報告書では「設置拒否層」と記載されています。

平成 22 年度版

・ 設置消極層に関する部分

第 1 章 住警器の需要・普及予測手法の開発・検証等

7 まとめ

7-3 今後の課題

- ・ 設置に対して消極的な層を減少させるための政策などについて

(100 頁)

・ 提言、今後の課題に関する部分

第 4 章 まとめ

2 提言 (202 頁)

3 今後の課題 (203 頁)

「住警器需要・普及予測等調査研究報告書」抜粋
(設置消極層に関する部分)

平成21年度版

第1章 需要・普及予測手法の検討

4 アンケート調査結果(44頁～55頁)

注意：当該報告書では「設置拒否層」と記載されている。

(3) インターネット調査、シンポジウム調査、(財)全国消防協会調査の比較

それぞれの調査特性を明らかにするため、インターネット調査、シンポジウム調査、(財)全国消防協会調査の3者の特徴を比較する。全ての項目についての比較は煩雑となるため、主要な変数である、①サンプル特性(年代)、②住警器設置率、③住警器設置個数、④拒否層の割合、について概要を述べる。これら3つの調査データが全てそろっている地域は、群馬県と秋田県のみとなるため、これらの2地域について比較を行う。

① サンプル特性(年代)

前述の通り、インターネット調査のデメリットは高齢者層の回答が少ない点である。他の2つの調査とサンプルの年齢構成がどのように異なっているのかを表

1-4-24、図 1-4-7 および図 1-4-8 に示す。

表 1-4-24 3 調査の年代構成（群馬県・秋田県）

群馬県	群馬県			秋田県	秋田県		
	インターネット	シンポジウム	全国消防協会		インターネット	シンポジウム(財)全国消防協会	全国消防協会
30歳未満	24	6	26	30歳未満	12	18	69
30歳～39歳	174	21	84	30歳～39歳	166	29	98
40歳～49歳	244	49	82	40歳～49歳	250	36	93
50歳～59歳	157	117	142	50歳～59歳	183	87	162
60歳～69歳	82	70	185	60歳～69歳	52	55	130
70歳以上	13	12	85	70歳以上	12	12	48
合計	694	275	604	合計	675	237	600

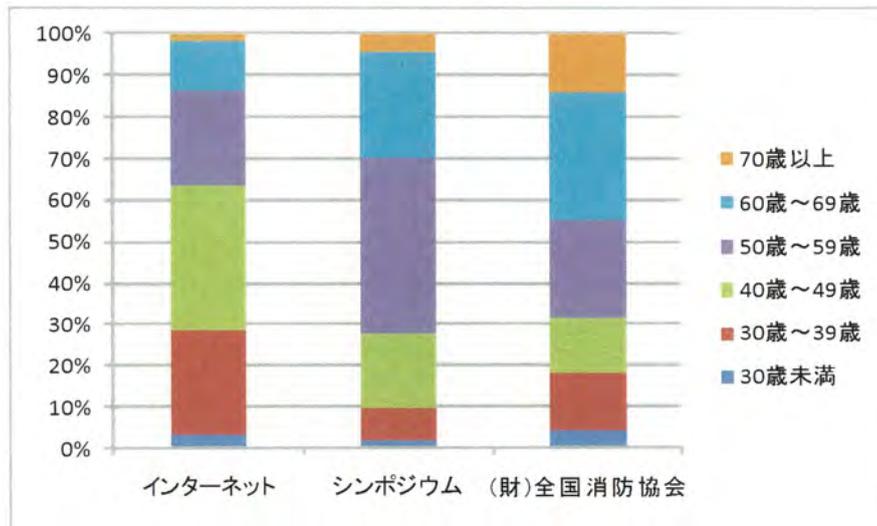


図 1-4-7 年代構成の帯グラフ（群馬県）

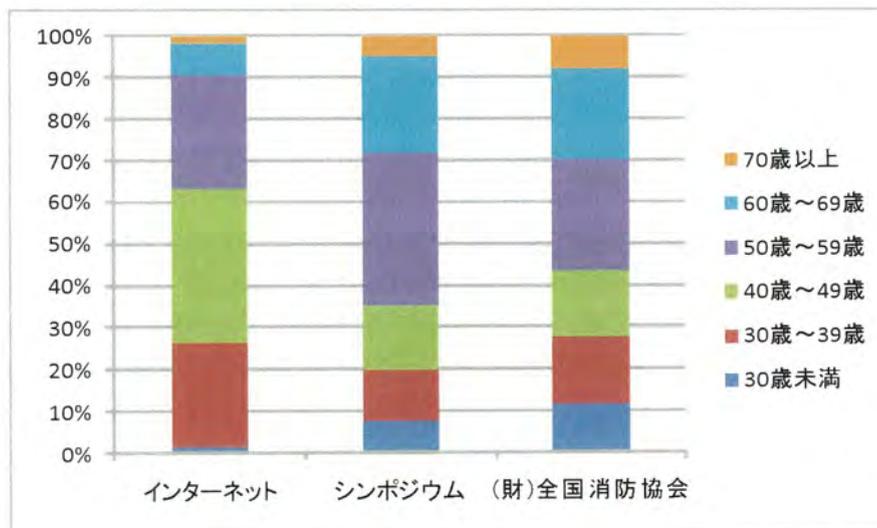


図 1-4-8 年代構成の帯グラフ（秋田県）

インターネット調査の回答者は、30代～50代で全体の90%を占める。逆に、シンポジウムや（財）全国消防協会のデータでは高齢者層が多くなっている。特に、シンポジウムデータは50代に偏っており、群馬県、秋田県のいずれでも50代のみで30%を超えている。

② 住警器設置率

住警器の設置率を比較すると、シンポジウム調査の結果が飛び抜けて割合が高い。これは、前述のようにシンポジウムの参加者は住警器に理解のある層が中心であると見込まれるため、当然の結果であると言える。このような層でも、秋田県（平成23年6月義務化）では3割以上が未設置である。比較的 understandingのある層でも、義務化年限を基準にして設置時期を決めている人が一定の割合でいることがわかる。また、（財）全国消防協会のデータは比較的偏りが無いが、平成20年に既に義務化されている群馬県の方が、秋田県よりも設置率が低いという結果になっている。これは実情を反映した数値とは考えづらく、調査手法が全国的に統一されていないことによるサンプルの偏りが現れているものと考えられる。全国的な地域差を検討するためには、現時点で行われている調査の中ではインターネット調査が最も信頼性が高いと言えるだろう。

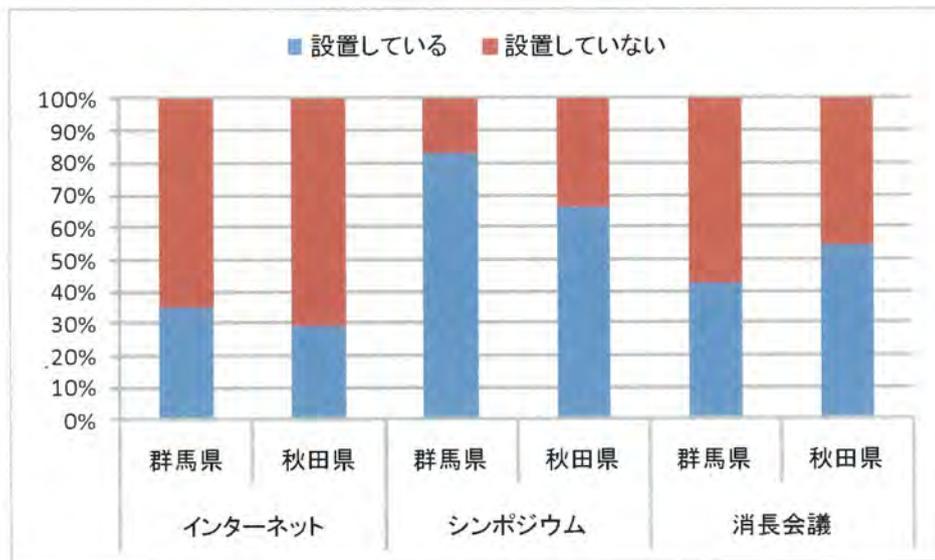


図 1-4-9 住警器設置率の比較

③ 住警器設置個数の比較（1個以上設置している世帯のみ）

住警器を1個以上設置している世帯を対象に、住警器の設置個数を調査間で比較した。シンポジウム調査の結果は平均設置個数が多くなっているが、これは「1個しか設置していない」世帯が少ないことを反映していると思われる。シンポジウムに参加する層は住警器設置に協力的であるため、一般層に多いと思われる「まずは1個設置をして様子を見てから増設するかどうかを決定する」という行動傾向を持つ人々の割合が低く、設置する際には最初から複数個の住警器を設置していると考

えられる。また、(財)全国消防協会の調査結果は地域差が強く表れていた。群馬県ではインターネット調査とほぼ同程度の平均設置個数であったが、秋田県では非常に平均値が高く、シンポジウム調査を上回る値であった。前項の住警器設置率の結果と考え合わせると、秋田県の(財)全国消防協会調査の対象者は、住警器の設置に非常に協力的な層が多かったと考えられる。この結果からも、(財)全国消防協会の調査結果は住警器設置の推定値のベースにするのではなく、それぞれの地域内の検討に用いた方が良いことがわかる。

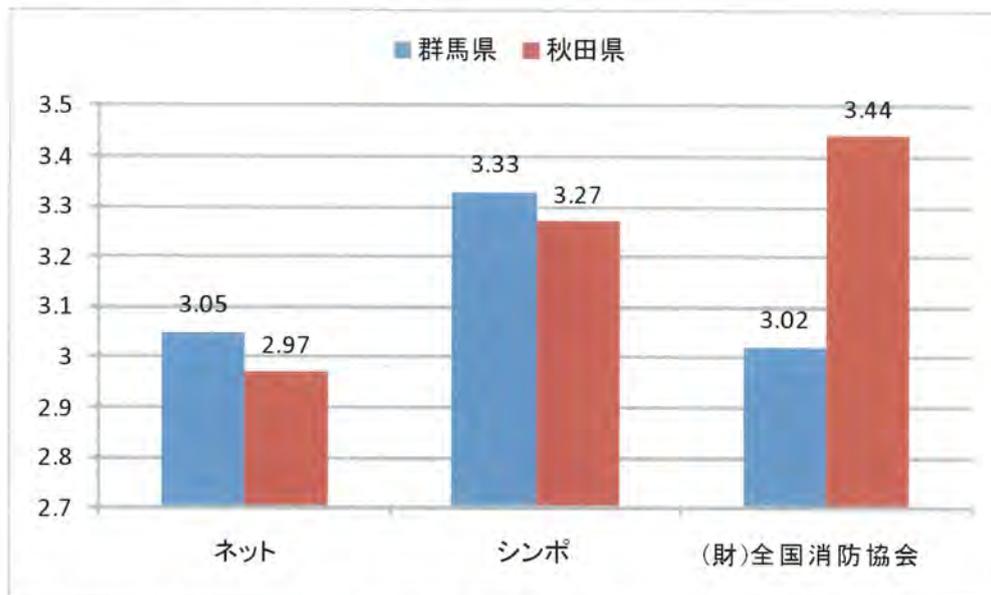


図 1-4-10 住警器平均設置個数の比較 (1個以上設置世帯)

④ 設置拒否層の割合

設置拒否層を、①現在住警器を設置していない、かつ②今後も住警器を設置する予定がない、の2点を満たす人々と定義した場合、その割合を調査ごとに比較すると次の図の通りとなる。

結果を見ると、シンポジウム調査の拒否層の割合が極めて低い。これは協力的な層のみを対象とした調査であるので当然と言えるが、逆に言えば協力的な層であっても5%程度の設置拒否層がいることになる。今後どれほど普及が進んだにしても、設置拒否層を完全にゼロにすることはできないことが改めて確認されたと言えるだろう。また、インターネット調査と(財)全国消防協会の調査結果にも大きな乖離があるが、これには以下の2つの可能性がある。ひとつは、インターネット調査よりも(財)全国消防協会調査の方が住警器に協力的な層の回答が多かったというものである。この解釈が正しければ、インターネット調査の方が実態を反映しており、(財)全国消防協会の調査は協力率が高くなる(拒否層が少なくなる)方向に歪んだデータということになる。もうひとつの可能性は、年齢構成が反映されているというものである。インターネット調査は若年層の割合が高いために拒否層の割合が高く、(財)全国消防協会の調査は高齢者層の割合が高いために拒否層の割合が低い、という解釈である。

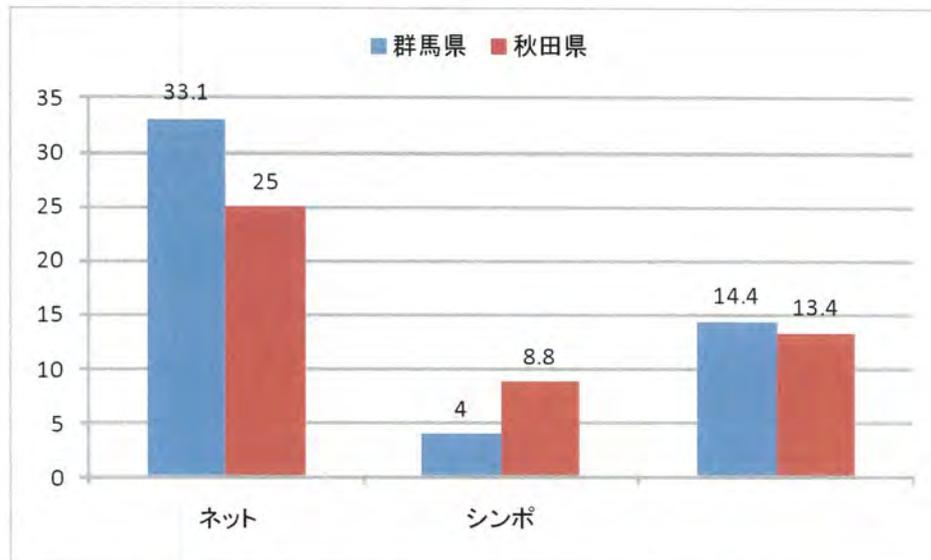


図 1-4-11 住警器設置拒否層の割合 (%)

上記の解釈を確認するために、インターネット調査の拒否層の割合を年代別に検討した。その結果、30代～50代で拒否層の割合が高く、60歳以上の高齢者層では比較的拒否層の割合が低いという結果になっている。これは上記の2つ目の解釈を支持するものである。一方、インターネット調査の高齢者層の拒否層でも、(財)全国消防協会の全体平均を上回る割合を示している。これは上記の1つ目の解釈を支持するものである。つまり、上記の2つの解釈はいずれか一方ではなく双方が影響していると言える。

上記の結果から、設置拒否層の推定を行うにはインターネット調査が適しており、高齢者層も十分な回答数を確保するように年代別の回答者数を設定するなどの措置を講じれば高齢者の分析も可能となる。また、(財)全国消防協会の調査結果を設置拒否層の推定に用いることも可能であるが、拒否層の割合がやや低めに現れていることへの注意が必要であろう。

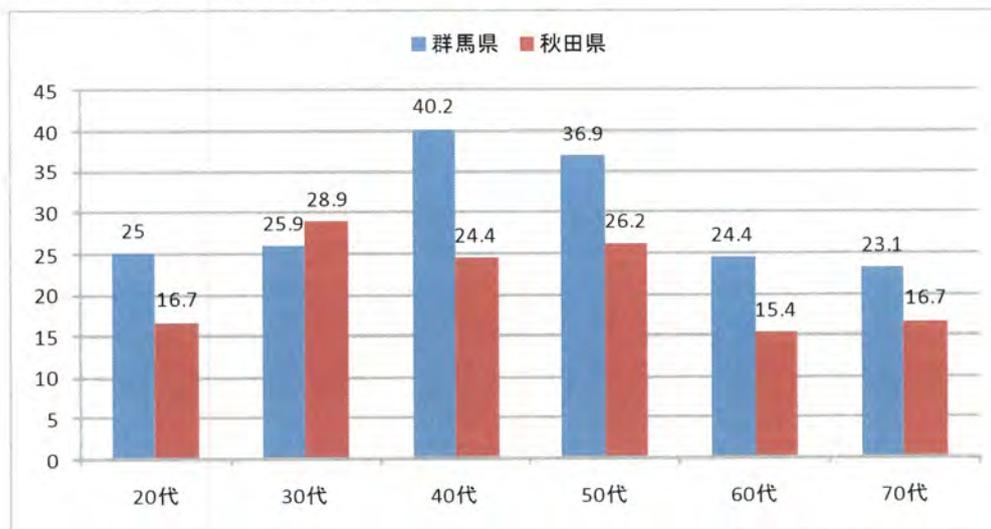


図 1-4-12 年代別の設置拒否層の割合 (%) (インターネット調査)

4-4 住警器の設置率、設置拒否層、設置個数と関連する要因の検討

(1) 住警器設置率と関連する要因

住警器設置率は全体で34%程度と、未だ十分に普及しているとは言い難い。本節では、まず住警器設置を目的変数としたロジスティック回帰分析¹を行って住警器設置と関連の強い変数を特定し、それらの変数が住警器設置とどのような関係があるのかを詳細に検討する。ロジスティック回帰分析の説明変数（住警器設置に効果があるかを検討する変数）として20の変数（具体的な変数は次ページを参照）を投入し、どの変数が住警器設置に効果を持っているかを検討した。

ロジスティック回帰分析の結果は次ページの表1-4-25に示したとおりである（地域別の結果については付録3を参照）。ロジスティック回帰分析の場合、回帰係数の大きさはさほど意味を持たないため²、統計的に有意な効果があったかを中心に考察する。

ロジスティック回帰分析の結果から、住警器設置に効果のあった変数、効果のなかった変数はそれぞれ以下の通りであった。有意確率はその変数の効果が偶然見られた確率を示すものであるため、数値が小さいほど「偶然ではない効果」があることを意味する³。

<統計的に有意な効果のあった変数>

性別、住宅の建築年、世帯年収、65歳以上の家族人数、義務化年限、設置義務認知、消火器設置、同じ自治体居住者の推定設置率、友人の推定設置率、住警器有効性認知、設置は個人の選択であり義務にすべきではないとする志向（個人の選択志向）、人生満足度

<統計的に有意な効果のなかった変数>

年齢、避難困難者同居、未就学児の家族人数、居住年数、都市度、避難袋設置、樂觀性、運命論的価値観

以下、有意な効果のあった変数を中心に考察していく。まず、性別についてはあまり考慮する必要がない。住警器は世帯単位で設置するものであるため、調査への回答者が男性であっても女性であってもあまり関係がないからである。また、建築年については最近建築されているほど設置率が高いという効果が見られているが、新築住宅では全ての世帯に住警器が設置されているため、その効果が見られているだけと思われる。新築住宅の効果を検討するのであれば、住宅統計等を参照した方が普及率の推

¹ 目的変数が2値の場合に適用される重回帰分析の一種。住警器設置については設置しているか、設置していないかの2値となるため、通常重回帰分析は適用できず、ロジスティック回帰分析を行うことになる。

² ロジスティック回帰分析の回帰係数は、重回帰分析における標準化偏回帰係数とは異なり、数値の大きさが効果の大きさを示しているわけではない。説明変数の得点範囲が大きい場合には係数の値が相対的に小さくなるため（係数は、説明変数の数値が1上昇した場合の住警器設置率の上昇の予測値）、係数の大きさを異なる変数間で比較することに意味はない。

³ n.s.はnot significantの略で、統計的に有意ではないことを示す略号である。

定に対しては正確な情報が得られる。これらの変数は効果を検討するためと言うより、統計的に他の変数の効果を統制するために投入したものである。例えば、建築年が回帰モデルに含まれていることで、他の変数の効果は「建築年が等しいと仮定した場合のその変数の効果」として検討できることになる。

表 1-4-25 住警器設置を目的変数としたロジスティック回帰分析

説明変数	地域		全体	
	回帰係数	有意確率	回帰係数	有意確率
性別(1=女性, 0=男性)	-0.19	$p < .01$		
年齢	0.00	<i>n.s.</i>		
建築年	0.48	$p < .001$		
避難困難者同居(1=はい 2=いいえ)	-0.04	<i>n.s.</i>		
世帯年収	0.05	$p < .05$		
65歳以上人数	0.16	$p < .001$		
未就学児人数	0.09	<i>n.s.</i>		
居住年数	0.01	<i>n.s.</i>		
都市度(0=都市度低 1=都市度高)	0.00	<i>n.s.</i>		
義務化年限(1=20年 4=23年)	-0.09	$p < .001$		
設置義務認知(1=知っていた 2=知らなかった)	-0.72	$p < .001$		
消火器設置	0.13	$p < .05$		
避難袋設置	0.11	<i>n.s.</i>		
周囲の設置率推定(自治体)	0.01	$p < .001$		
周囲の設置率推定(友人)	0.03	$p < .001$		
住警器有効性認知	0.02	$p < .01$		
個人の選択志向	-0.05	$p < .01$		
楽観性	0.01	<i>n.s.</i>		
運命論的価値観	0.02	<i>n.s.</i>		
人生満足度	0.03	$p < .05$		
定数	-2.60	$p < .001$		
n			7277	
-2対数尤度			7644.99	$p < .001$
疑似決定係数(分散説明率)			0.29	

世帯年収については、年収が多いほど住警器設置率が高いという方向での効果が見られている。単純集計では効果のあった都市度の効果がロジスティック回帰では消えていることと考え合わせると、地域による平均年収の差を反映しているものと考えられる。都市度の高い地域では経済的に余裕があるために、普及が進むときは急激に上昇するが、都市度の低い地域では経済的な余力が小さいために上昇の傾きがゆるやかになると考えられるのではないだろうか。

65歳以上の家族人数は、多いほど住警器設置率が高いという方向の効果が見られている。避難困難者同居の効果が見られていないが、これはかなりの部分で65歳以上の人数と重複すると思われる。避難困難者同居について調べるのは容易ではないが、65歳以上の人数を検討することである程度代替できるのではないだろうか。

また、平成20年度調査と同様に、義務化年限については強い効果が見られている。人々は法令が制定された時点を基準に設置を検討するのではなく、義務化の猶予年限を基準にして設置を検討していることが改めて確認されたと言える。このことは、普及の地域差を考える上で非常に重要となる。例えば、義務化年限が平成23年の地域では、平成23年時点の普及状況は、平成20年が義務化年限の地域の3年前の普及状況と類似していると推測できることになる。

設置義務認知の効果が見られた点もまた重要である。全体の90%以上が設置義務を認知しているにもかかわらずこの効果が見られたということは、設置義務を知らない世帯の住警器設置率が極端に低いことを示している。設置義務を知らない人々は10%しかいない、と考えると認知度の上昇に労力を割くのは効率が悪いように思われるが、それらの人々は設置義務を認知すれば住警器を設置することがかなり見込まれる層であると言える。普及戦略を考える上で、重要な要因のひとつと言えるだろう。

消火器を設置しているほど住警器の設置率が高いという効果も平成20年度調査に引き続き確認された。効果はさほど大きくないが、消火器を設置している世帯は火災対策に対する理解度は高いと思われるため、集中してコミュニケーションを取ることで普及率の上昇に寄与すると期待される。

また、周囲の他者が住警器設置している割合の推測値が、自治体、友人ともに強い効果を持っていた。特に友人の効果が強く、「友人が設置すれば自分も設置する」という行動傾向を持つ人が多いことが示唆されている。このような、他者が設置すれば自分も設置するという効果が強いことは、住警器の普及が進んでも上限値に達するまでは急激に上昇カーブが緩やかにはならないことを含意している。普及率が上昇すると「まだ設置していない世帯数」は減少するため、未設置世帯の中の一定割合が新規に住警器を設置するというモデルでは普及率の上昇は徐々に緩やかになると期待される。しかし、未設置世帯の中で新規に住警器を設置しようとする割合が、その時点の普及率に連動するのであれば、その割合は普及率とともに上昇することになる。このようなメカニズムで上昇率を維持するためには、実際の普及率を一般に周知することが効果を持つだろう。

また、住警器の有効性を認知しているほど設置率が高く、住警器の設置は個人の選択で行うべきで義務にすべきではないと考えているほど設置率が低いという効果が見られた。これは、住警器が火災被害低減に有効であることへの理解を求めること、な

ぜ義務設置にしなくてはならないのかについて理解を求めることが、設置率の上昇に寄与することを示している。

人生満足度が高いほど設置率が高いという効果が見られたのは、現在の生活を失いたくないと考えているほど、それを守るための対策を講じることを意味していると考えられる。ただし、効果はあるもののさほど大きくはない。

(2) 設置拒否と関連する要因

住警器の普及率を予測するにあたって、最も重要な要因のひとつは普及の上限値の推定である。住警器に限らず罰則のない規則一般の問題として、強固な拒否層の行動を変えることが非常に難しい点が挙げられる。設置拒否層は、住警器の普及を考える上で上限値を形成する要素として機能すると考えられる。

本報告での設置拒否層の定義は、先に述べたとおり、①現時点で住警器を設置していない（問7）、②今後設置する予定がない（問11）、の2点を満たしている人々である。厳密に考えれば、住警器を設置していても法令で定められた個数に満たない人々もいるので、それらの人々が今後追加設置する意図がない場合に設置拒否層と見なすことも可能である。しかし、下に示したとおり、住警器を設置している場合、1台設置しているだけであっても65%以上が今後新たに設置する予定がないと回答している⁴。また、設置台数が増すごとにその割合は上昇することがわかる。

表 1-4-26 住警器設置と今後の設置予定のクロス表

		今後の設置予定			合計
		あり	なし		
設置台数	未設置	度数	2993	1987	4980
		%	60.1	39.9	100
1台	度数	230	437	667	
	%	34.5	65.5	100	
2台	度数	129	380	509	
	%	25.3	74.7	100	
3台	度数	61	341	402	
	%	15.2	84.8	100	
4台	度数	42	262	304	
	%	13.8	86.2	100	
5台以上	度数	53	618	671	
	%	7.9	92.1	100	
合計	度数	3508	4025	7533	
	%	46.6	53.4	100	

上述の定義に従うと、設置拒否層は全体の39.9%となる。この数値を素直に受け取

⁴ 「予定なし」のカテゴリは、1が「今後設置する予定がない」、0がそれ以外を示している。

ると、戸建住宅の住警器の設置率は最大でも全世帯の60%程度までしか上昇しないことになる。住警器設置の法令化の主旨に鑑みれば、これはあまりにも少ない上限値であると言える。以下では、設置拒否と関連する変数を探索的に検討し、設置拒否層の性質を明らかにすることを通じて、この層の割合を低減するための方策を考察したい。

ア 義務化年限、都市度との関連

住警器設置の単純集計で行ったのと同様に、義務化年限・都市度と設置拒否の関連をプロットしたのが図1-4-13である。

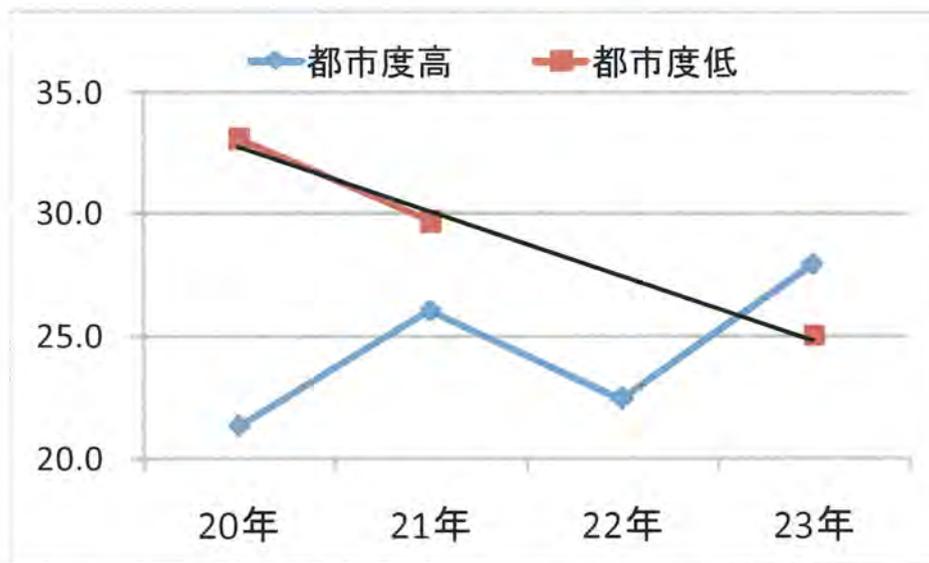


図 1-4-13 義務化年限、都市度ごとの設置拒否層の割合 (%)

	20年	21年	22年	23年
都市度高	愛知県	福岡県	東京都	兵庫県
都市度低	群馬県	栃木県		秋田県

都市度の高低によって、義務化年限と設置拒否層の割合の関係が逆転していることがわかる。都市度の高い地域は、波はあるものの全体的に義務化年限の早い地域ほど設置拒否層の割合が低くなっている。これは義務化が近づく（超える）ほど徐々に設置拒否層が低減していることを示している。一方、都市度の低い地域ではその傾向が逆転している。義務化が近づく（超える）ほど設置拒否層の割合が高くなっているのである。これらの地域でも義務化が近づく（超える）ほど設置率は上昇しているので、設置を進める層とはっきりと拒否する層に二極分化していると考えられる。設置拒否層への対策を講じる場合、都市度の低い地域の方がより重要性が高いと言えるだろう。

イ 設置拒否を目的変数としたロジスティック回帰分析

義務化年限や都市度以外の変数の効果も同時に検討するため、住警器設置の際と同

様のロジスティック回帰分析を行った。その結果を表 1-4-27 に示す（地域別の結果については、付録を参照）。

表 1-4-27 設置拒否を目的変数としたロジスティック回帰分析

説明変数	地域		全体	
	回帰係数	有意確率	回帰係数	有意確率
性別(1=女性, 0=男性)	0.09	<i>n.s.</i>		
年齢	-0.01	$p < .01$		
建築年	0.01	<i>n.s.</i>		
避難困難者同居(1=はい 2=いいえ)	0.27	$p < .01$		
世帯年収	0.04	<i>n.s.</i>		
65歳以上人数	-0.06	<i>n.s.</i>		
未就学児人数	-0.07	<i>n.s.</i>		
居住年数	0.00	<i>n.s.</i>		
都市度(0=都市度低 1=都市度高)	-0.09	$p < .001$		
義務化年限(1=20年 4=23年)	-0.05	<i>n.s.</i>		
設置義務認知(1=知っていた 2=知らなかった)	1.62	$p < .001$		
消火器設置	-0.27	$p < .001$		
避難袋設置	-0.21	$p < .01$		
周囲の設置率推定(自治体)	-0.01	$p < .001$		
周囲の設置率推定(友人)	-0.01	$p < .01$		
住警器有効性認知	-0.06	$p < .001$		
個人の選択志向	0.06	$p < .001$		
楽観性	0.00	<i>n.s.</i>		
運命論的価値観	0.03	<i>n.s.</i>		
人生満足度	-0.01	<i>n.s.</i>		
定数	-1.08	$p < .05$		
n			7277	
-2対数尤度			7257.54	$p < .001$
疑似決定係数(分散説明率)			0.192	

ロジスティック回帰分析の結果をまとめると、住警器設置に比べて心理的、行動的な変数の効果が全体的に強くなっている。住警器設置と共通して強い効果を持っている

る要因は、設置義務認知、周囲の他者の設置率の推定値である。設置義務の認知を促進すること、周囲の他者の設置率を周知することは、住警器設置率を向上させる効果を持つと同時に設置拒否層を低減することにも効果を期待できると言えるだろう。

一方、住警器設置率よりも設置拒否との関連が強い要因は、消火器や避難袋の設置、住警器有効性の認知、個人の選択志向などである⁵。これらの要因に関する対処としては、一般的な防災対策の重要性を周知することや、住警器の有効性の認知を高めること、設置義務がなぜ必要かを周知することなどが考えられる。いずれも即効性が見込めない対策ではあるが、これらの情報提供を充実させることが効果を持つと考えられる。

平成22年度

第1章 住警器の需要・普及予測手法の開発・検証等

7 まとめ

7-3 今後のまとめ(99頁・100頁)

第4章 まとめ

2 提言(202頁・203頁)

3 今後の課題(203頁・204頁)

7-3 今後の課題

- ・ 調査研究継続の必要性

住宅火災による死者数低減のための住警器設置促進活動を今後も推進する上で、各消防本部共通の設置状況把握の調査票による無作為性の高い複数年にわたる継続的な調査によるデータの蓄積が必要である。また、各消防本部を対象とした全国規模の自己診断結果の収集・分析も今後の防災行政に有効なデータ蓄積をもたらす。

- ・ 地域性の解明に関して

共通の調査票を用いていくつかの県単位・消防本部単位の設置状況を把握し、その地域性との関連について様々な統計結果を用いたクラスター分析や平成 21 年 12 月時点までの調査結果を用いた住民の心理的な側面を考慮したグループの構成比率分析などを実

施したが、都市化の程度や義務設置期限以外の要因との関連についてはいずれも明確な関係が見出せなかった。

今回の研究の範囲では、十分な検討期間がなかったこと、信頼性の高いデータ数が十分でなかったことから、これらの諸点を上記アンケート票に組み込んだ複数年追跡調査が望まれる。

④ 設置に対して消極的な層を減少させるための政策などについて

どの地域においても、30%を超える住警器設置に消極的な、およびそれに順ずる人々が存在する可能性は大きい。

したがって、今回の調査結果などを参考にして、義務化最終期限時に住警器設置率の高い地域と低い地域をそれぞれ複数選択して、それぞれの設置状況に至った経緯を明確にすることが今後の課題として残された。

また具体的な対応策の検討例として、住警器設置に消極的な理由として、住警器に対する効果や信頼性に対する疑問以外に経済的な要因も複数指摘されている。安価な住警器の開発や公的資金による援助、その他の防火対策（建築的な計画や消防設備、高齢者住居の介護協力体制など）との組み合わせ、エコポイントや住宅性能表示、火災保険の割引などについても精査する必要がある。

また、ローラー作戦などの場合、婦人消防クラブ、地域コミュニティなど説得者の資格・資質、知識レベルのあり方についても検討する必要がある。

広報誌などによる場合には、第三者性の高い啓発情報発信とそれに答える双方向通信の仕組みの検討なども考察すべきである。

★ 導出した住警器需要予測モデルについて

組み込まれた各係数の精度を高めるためには、義務設置期限を通過後（平成 23 年 6 月）以降の調査の実施や義務設置期限以前と以降に分けて、未設置者の設置動向に関する心理的な要因の変容原因の把握を薦める。具体的には、心理的要因を加味して未設置の B1、B2 グループから A、B1、C グループへの移行のモデルの構築のために、このメカニズムが把握できるアンケート調査などの実施とモデル化の再検討が望まれる。

同様に設置個数に関しても、平成 22 年 4 月の時点での設置済みの A、B1、C の各グループと今後設置予定の B2 から A や B1、C グループおよび B1 から A グループの平均設置予定個数を求められるアンケートを実施した方が良い。

現状の収集データでは現象の再現できなかつたが、Bass モデルなどの耐久消費財の販売過程を模擬する統計モデルのように、今回の住警器以外に消防行政にかかわる防火製品や消火器などの住宅への充実度（販売過程）のモデルもしくは安全度の予測手法の構築につなげるためのデータの蓄積とモデル化の作成が必要である。

2 提 言

平成 20 年度より 3 年間にわたり行ったきた「住警器の需要・普及予測手法の開発・検証」に関する調査研究では、住宅関係者への実態調査・各種アンケート調査・文献調査等を行いそれぞれの調査データを分析し考察を加えた。

これら考察を踏まえ、調査研究から見えてきた事項について提言としまとめる。

- ① 平成 22 年度インターネット調査から、住警器の設置に関して地域コミュニティの効果について検討したところ、町内会など地域の集団に参加していることが望ましい。
また、「顔の見える」他者からの情報によって住警器設置が促進される可能性がある。
なお、住警器設置率を上げるには、地域コミュニティを活かしたコミュニケーションが効果的であり、法令により設置せよとのこと必要であるが最も重要なのは「自分の生命・財産は自分で守る」との心構えが不可欠といえる。このための PR 活動を促す方策が急がれる。
- ② 住警器需要予測モデルに関しては、組み込まれた各係数の精度を高めるためには、平成 23 年 6 月の義務設置後の調査の実施、義務設置日を境として以前、以後に分け、未設置者の設置動向の心理的な挙動の原因の把握が必要である。
また、住警器以外に消防行政にかかわる防火製品や消火器、住宅用スプリンクラーなどの住宅への充実度（販売過程）のモデル若しくは安全度の予測手法の構築につなげるためのデータの蓄積とモデル化の作成も必要である。
- ③ 消防本部や地域諸団体の関係者へ、普及・促進のための技術的助言資料を作成し、早い段階で伝達される必要がある。
- ④ 住警器を設置することにより、その設置効果は優れており住宅火災での人命・財産を守ることが出来ることから、有効な設置効果のデータ等を公表し、啓蒙・促進を図る必要がある。
- ⑤ 具体例として、台所に設置する住警器は熱式でもよいのが、煙式の有効性もあることから、設置位置を考慮して台所にも煙式を設置する考慮が必要である。
- ⑥ 寝室の入り口付近に煙式を設置し、他の部屋からの出火の際には、いち早く寝室に警報を鳴動させる方法も必要である。また、住警器相互に連動する連動式システムで何処の部屋で感知しても、住戸内の全室に警報を鳴動させる方式も有効である。

これらのシステムを推奨する方策も至急検討する必要がある。

- ⑦ 今回の調査で、既存住宅の設置率は低く、築30年以上の既存住宅に設置を促す方策が望まれる。特に、築年数が経つほど高齢者の住む確立も高く、被災も多くなる傾向にあることから、既存住宅への住警器の設置促進が急務である。
- ⑧ 設置後の電池切れやテスト（作動試験）での不具合な機器の交換（取り替え）を早期に施す方策が必要である。
- ⑨ 住宅構造の変化に伴い住警器の設置位置は、建築プランとの整合を図り設置する必要がある。特に、吹き抜け等は煙の上昇が早く感知しても逃げ遅れる可能性もあることから、設置位置を考慮する事が重要である。また、日常生活で生ずる「煙・熱」で誤作動を防ぐ方策も検討する必要がある。
- ⑩ 一定期間を過ぎた住警器に関しては、機能の有効性を試験し取り替える等の方策を検討し確立する必要がある。また、住警器の更なる設置を促進する必要性から、住警器の「設置効果」は不可欠であり、今後も引き続き設置効果の調査研究は継続する必要がある。

3 今後の課題

全ての住宅を対象に住警器の設置が義務化される平成23年6月以後の設置促進策については、多くの設置効果事例を集約した資料を用いての幅広い広報が促進方策の一つと考えられるが、今後においては、更に、設置後の維持管理、取り替え時期、取り替え機器の廃棄方法など、今後、必要とされる方策を総合的に検討する必要がある。

電池切れや機器を設置したが不具合等で取り外すなど、設置機器の機能不備を絶滅する必要があることから、これらの対応策を検討し制度化も考慮した方策を至急に確立する必要がある。

また、住警器の設置のみでなく、発見後の通報・避難・初期消火・住宅用自動消火装置など住宅防火全体の対策を確立する必要がある、これらも含めた総合的な住宅防火対策についても調査研究を進めるべきである。

- ① 需要・普及予測手法の開発・検証についての調査は、インターネット調査が主体であり、また、住警器の設置効果に関する調査では、住宅へお住まいの関係者には訪問し直接アンケート調査を行った。今回の調査では、それぞれの調査方法の違いで特徴を生かした面とそれとは裏腹な面が顕著に現れた点もあり、今後の実態調査においては、特徴を生かした調査方法として捉え調査方法全般について検討する必要がある。

- ② 特に、調査対象者の抽出や地域性の考慮をどのようにするかが調査対象を抽出する一つのキーポイントといえる。また、調査対象者の年齢層の違いや対象者の属性の違いがあり、例えば、回答したくない（言いたくない・口外したくない等）事項については、どのような設問と内容にするかが今後の課題といえる。
- ③ 普及・促進を推進する尺度として、設置率の向上も一つであるが地域的に見て全国的に見ると設置率の差が大きいことがわかる。
設置が進んでいない地域に対しては、推進策を至急に施し実施することが施策を実行する上での大きな課題と言える。
- ④ 機器（住警器）については、警報音が小さいとか視聴覚障害者や眼の不自由な方に有効な警報システムをとの要望もあることから、これらに対応する機器の提供開発・提供方法も大きな課題である。
- ⑤ 最近の住宅は、構造や工法が大きく変化しており、従来とは異なる設置方法が求められている。これらについても、その有効な設置方法や機能維持の方法等についても新たに検討が求められている。
- ⑥ 住警器の設置に関して「公的助成金制度」のあり方についても、再考が必要な面があり、特に、高齢者がお住まいの住宅への設置方策については検討が求められている。
- ⑦ 以上、幾つかの課題を通して設置効果のデータは不可欠であり、今後とも設置効果についての実態調査を継続して行う必要がある。また、調査を行う際は、調査対象、調査方法等については十分に検討を加える必要がある。

住宅用火災警報器設置推進事業（一般社団法人日本火災報知機工業会）

1. 一般社団法人日本火災報知機工業会の重点的取組

住宅用火災警報器の性能や効果に係る広報等

2. 平成 23 年度実施中事業

事業名	平成 23 年度実施中事業（実績を含む。）
光警報装置のリーフレットの追加作成【別添】	高齢者や聴覚障がい者の方へ火災警報が有効に伝わるよう、住宅用火災警報器の作動と連動する光警報装置についての紹介リーフレットを3万部追加作成した。
住宅防火対策推進シンポジウムへの協力【別添】	平成 23 年度に開催されるシンポジウムに説明員を派遣し、展示パネルによる機器の展示・説明、冊子配布等による普及促進活動を実施。
字幕入り「住宅用火災警報器のはたらき」のDVD作成【別添】	煙式住宅用火災警報器の仕組み及び機能とともに、どの程度の煙で火災警報を発するかを説明したDVDに字幕を追加し、高齢者や聴覚障がい者の方に、より分かりやすく説明する。ホームページに掲載予定。
住宅用火災警報器相談室の運営【別添】	フリーダイヤル（0120-565-911）による相談室を継続して運営し、各種相談に対応する。（平成 22 年度の相談件数：6,828 件）
社会貢献事業への住警器の提供【別添】	（社）全国消防機器協会の社会貢献事業に住宅用火災警報器を寄贈する。（全国 20 地区に対して合計 2,000 個）

【別添（一般社団法人日本火災報知機工業会）】

○光警報装置のリーフレットの追加作成
(表面)



(裏面)



○住宅防火対策推進シンポジウムへの協力
(住警器の説明)



(展示品)



○字幕入り「住宅用火災警報器のはたらき」のDVD作成



字幕を追加

○住宅用火災警報器相談室の運営

住宅用火災警報器について一般の方からの問い合わせを受けるためフリーダイヤルによる相談室を継続して運営する。

(相談件数)

平成 17 年度	5,717 件
平成 18 年度	8,385 件
平成 19 年度	6,320 件
平成 20 年度	10,165 件
平成 21 年度	6,798 件
平成 22 年度	6,828 件
平成 23 年度※	3,667 件
※平成 23 年 4～7 月までの計	

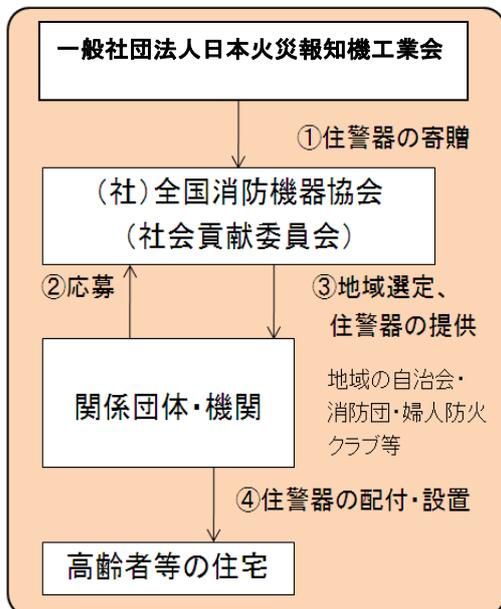
(相談内容：平成 22 年度の件数順)

- ① 設置場所に関すること
- ② 種類に関すること
- ③ 販売店等に関すること
- ④ 条例の内容等
- ⑤ 販売価格に関すること
- ⑥ 設置義務違反罰則の有無

○社会貢献事業への住警器の提供

社団法人全国消防機器協会の社会貢献事業に煙式住宅用火災警報器を寄贈。

(事業イメージ)



(寄贈実績)

平成 16 年度	3 地区に	合計 1,000 個
平成 17 年度	10 地区に	合計 2,000 個
平成 18 年度	15 地区に	合計 2,000 個
平成 19 年度	20 地区に	合計 2,000 個
平成 20 年度	20 地区に	合計 2,000 個
平成 21 年度	29 地区に	合計 4,000 個
平成 22 年度	30 地区に	合計 4,000 個
平成 16～22 年度の計		
127 地区に 合計 17,000 個		
平成 23 年度は、20 地区に合計 2,000 個を予定		

住宅用火災警報器設置推進事業（ガス警報器工業会）

1 ガス警報器工業会の重点的取組

住宅用火災・ガス・CO警報器の性能や設置効果に係る広報

2 平成23年度実施中事業

事業 No.	事業名	平成23年度実施中事業（実績を含む。）
1	ポスターの作成・配布	ポスター「住宅火災・ガス・COの3つの機能で安心」及び「ガスもれ事故防止の手引き」を作成してLPガス、都市ガス、簡易ガス事業者及び関係団体に配布。
2	警報器等の一般紙への広告	秋の火災予防運動に併せ、COの注意喚起と「住宅用火災・ガス・CO警報器」について全国版に広告を掲載する。
3	住宅防火対策推進シンポジウム等での展示・説明	住宅防火対策推進シンポジウムその他展示会等で「住宅用火災・ガス・CO警報器」の展示・説明を実施する。
4	警報器の期限（維持）管理アドバイザーの養成	LPガス事業者等が実施する講習会を通じ受講者にガイドブック「つけててよかったね！警報器」を配布し、警報器の普及と期限（維持）管理アドバイザーの養成をおこなう。
5	高齢者等要介護世帯向けの対応チラシ作成・配布	全国で開催されるケアマネジャー研修会で「介護職員なら知っておきたいCOの常識」チラシを配布。ケアマネジャーから介護職員に配布予定。

住宅用火災警報器設置推進事業（財団法人 日本消防協会）

1 財団法人 日本消防協会の重点的取組

消防団による住宅用火災警報器普及活動の支援

2 平成 23 年度実施中事業

事業名	平成 23 年度実施中事業（実績を含む。）
ラジオ放送による広報【別添】	ニッポン放送をキー局とした全国 30 局ネットで、消防応援団の方々にゲストとしてご出演いただいているラジオ番組『おはよう！ニッポン全国消防団』において、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理等を中心に住宅防火対策全般について広報を実施しており、平成 23 年度中に計 52 回の放送を予定している。（毎週土又は日放送）
研修及び各種イベント等の機会を捉えた住警器の普及並びに住宅防火対策の推進	消防団員指導員研修及び全国女性消防団員活性化大会等において住警器の効果的な普及活動について情報交換を行うとともに、消防操法大会等のイベント及び平素の消防団活動等あらゆる機会を通じて住宅防火対策を推進している。

【別添（財団法人 日本消防協会）】

○ラジオ放送

ニッポン放送をキー局として、ラジオ番組「おはよう! ニッポン全国消防団」を全国 30 局ネットで毎週放送。消防応援団の方々をゲストパーソナリティに迎え、消防団の活動を広報し理解を深めるとともに、住警器設置の推進及び適正な維持管理をPRしている。

〔放送期間〕平成 23 年4 月から平成 24 年3 月（1 年間）

〔放送時間〕毎週（土）又は（日）10 分番組



住宅用火災警報器設置推進事業（財団法人 日本防火協会）

1 財団法人 日本防火協会の重点的取組

婦人(女性)防火クラブによる活動の支援

2 平成 23 年度実施中事業

事業名	平成 23 年度実施中事業（実績を含む。）
住警器の維持管理等及び未設置の要因に関する調査	住警器の維持管理等及び未設置の要因に関するアンケート調査を婦人(女性)防火クラブ員の訪問調査により実施する。
住警器の普及促進調査	婦人(女性)防火クラブ及び地域の関連団体等を通じて住警器の設置に関する相談事例等を調査するとともに、関連団体等との連携状況の実態を調査する。
住警器設置促進のための啓発資料の提供	婦人(女性)防火クラブや関係団体に対し、いわゆる奏功事例集である「婦人(女性)防火クラブによる住宅用火災警報器の設置効果集」等を配付する。

住宅用火災警報器設置推進事業((財)日本防火・危機管理促進協会)

1. (財)日本防火・危機管理促進協会の重点的取組

住宅防火対策推進協議会の事務局として広く住宅用火災警報器の普及啓発等を実施

2. 平成23年度事業予定

事業名	平成23年度予定
住宅防火対策推進シンポジウムの開催【別添】	消防団や婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、町内会等の地域防災組織のリーダー等に対し、住宅防火の基礎知識の普及や共同購入等の先進的取組みの紹介、住宅用火災警報器などの展示・説明等を実施する予定。全国3カ所(鳥取県、島根県、新潟県)で開催する。
防災まちづくり大賞事業【別添】	地方公共団体や消防団、婦人(女性)防火クラブ、自主防災組織、事業所等を対象に「住宅防火部門」等の優良事例(住警器設置促進等を含む)を募集し、総務大臣賞などの表彰を行う。
住宅用防災機器等展示会出展事業【別添】	高齢化社会における住宅防火意識の高揚を図るため、「国際福祉機器展H.C.R」に出展し、日本火災報知機工業会、日本消火器工業会、日本消火装置工業会、日本防災協会、ガス警報器工業会及び消防試験研究センターと協力して、住宅用火災警報器などの展示・説明等を実施。
高齢者等への住宅防火対策モデル事業【別添】	高齢者や障害者宅に住警器等を設置するとともに、避難補助者等に通報する装置を設置する事業を実施し、高齢者等の避難を補助する方策等をアンケートにより確認する。 (消防本部への提示は10月頃予定)
子ども向け住警器設置促進用シールの作成【別添】	子どもに人気のある漫画キャラクター「クレヨンしんちゃん」を使ったPR用のシールを作成し、消防本部等に廉価で販売し、子どもを通じて家族への住警器設置促進を図る。

【別添（財）日本防火・危機管理促進協会】

○住宅防火対策推進シンポジウム

（パネルディスカッション（鳥取8月9日））



参加人員405人



（新聞記事（鳥取））



○防災まちづくり大賞事業（昨年度の例）

住宅防火部門では、以下の3 事例を表彰。

①総務大臣表彰

戸畑消防団（北九州市）「全国初の動く! 光る! 防火劇「パ! 補助アタ」で住警器をPR。空き缶のプルガの売却金で住警器を購入。団員がボランティアで設置。」

②消防庁長官表彰

宿根木自治会（佐渡市）「受け継ぐ拍子木「地域ぐるみの防災活動」」

③日本防火・危機管理促進協会理事長表彰

株式会社ワコール（京都市）「住警器設置促進に関する企業の取り組み」



○住宅用防災機器等展示会出展事業（昨年度の例）

平成 22 年 9 月 29 日から 10 月 1 日の 3 日間、東京国際展示場（東京ビッグサイト）で開催された「第 37 回国際福祉機器展」に、住宅用火災警報器設置促進、住宅用消火器、住宅用スプリンクラー及び防災品等の普及促進を主体とした住宅用防災機器等の展示と住宅防火意識の高揚を図るための広報等を目的に出展。

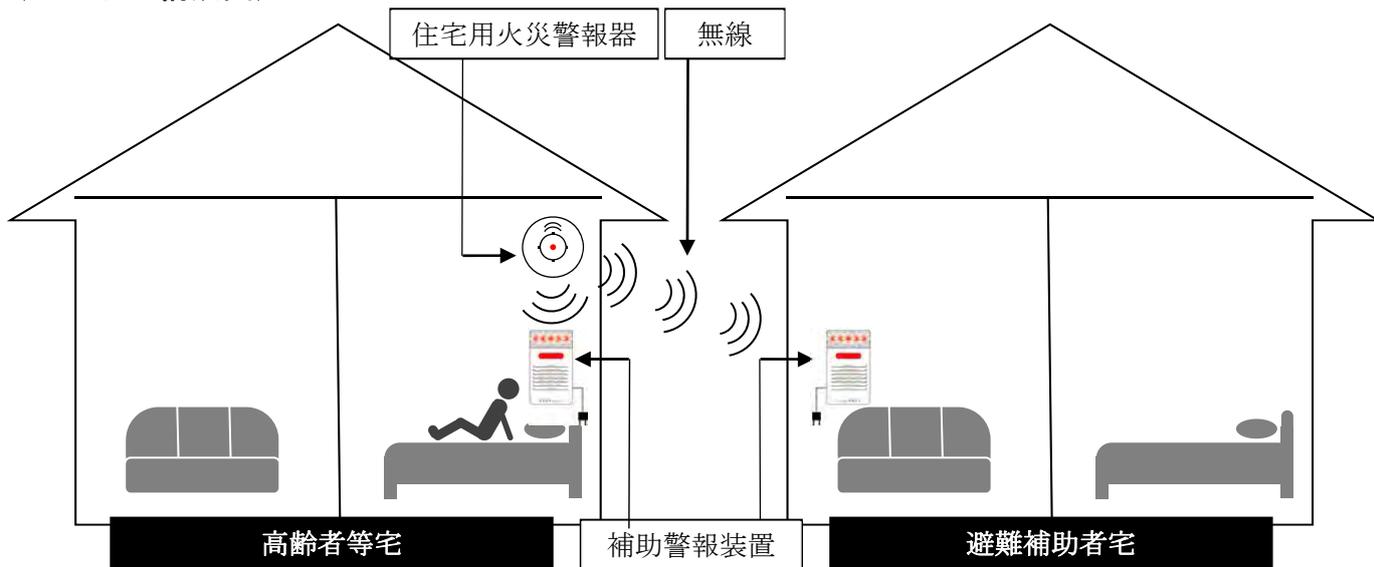


○高齢者等への住宅防火対策モデル事業（昨年度

の例)

火災発生時に避難などの対応が困難となり易い高齢者や障害者を対象として、住宅用火災警報器及び音と光で警報する補助警報装置を設置するとともに、高齢者等の避難を補助する者に通報できる装置を設置する事業をモデル事業として都道府県経由で消防機関に提案し、避難補助者の要件、今後の改善点などをアンケートにより確認する。

(システム構成図)



(施工消防本部及び設置組数)

No.	消防本部名	組数
1	西胆振消防組合消防本部	12
2	八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部	20
3	北上地区消防組合消防本部	20
4	仙南地域広域行政事務組合消防本部	15
5	湯沢雄勝広域市町村圏組合消防本部	20
6	会津若松地方広域市町村圏整備組合消防本部	15
7	小田原市消防本部	20
8	村上市消防本部	20
9	奥能登広域圏事務組合消防本部	20
10	上野原市消防本部	15
11	北アルプス広域消防本部	20
12	加西市消防本部	17

No.	消防本部名	組数
13	山辺広域行政事務組合消防本部	15
14	隠岐広域連合消防本部	15
15	倉敷市消防局	20
16	伊予消防等事務組合消防本部	15
17	南国市消防本部	20
18	大牟田市消防本部	20
19	伊万里市消防本部	20
20	対馬市消防本部	15
21	上益城消防組合消防本部	20
22	大島地区消防本部	15
23	糸満市消防本部	15
合 計		404

〇子ども向け住警器設置促進用シールの作成



119番のかけ方
通報はおちついて、ゆっくり、はっきりと

どこか目立つところに貼るんだぞ

あわてないで「119」

火事です | 救急です

住所

ここは 町 丁目 番号

近くの目印

の 隣 です

状態

- がもえています
- がけがしました
- が苦しんでいます

おなまえシール

おん <み> ぼん

おなまえ

おん <み> ぼん

おなまえ

おん <み> ぼん

おなまえ

ごほうびシール

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

ファミリーシール

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

封印シール

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

おん <み> ぼん

財団法人 日本防火・危機管理促進協会

住宅防火対策推進シンポジウム開催状況および住警器の普及率の推移

平成 23 年 8 月現在

開催地	開催年月日	住警器の普及率 (%)					
		20年6月	21年3月	21年12月	22年6月	22年12月	23年6月
東京都ニッショウホール	18.6.1	60.9	70.2	66.2	76.9	79.3	88.3
大阪府吹田市	18.6.22	3.4	10.4	27.4	30.0	59.5	68.2
北海道札幌市	18.10.17	60.9	76.5	82.4	84.5	84.0	85.2
山口県山口市	18.10.27	26.0	39.7	36.6	45.7	51.8	65.9
大阪府堺市	18.11.7	31.3	47.1	47.1	62.5	64.5	66.8
宮城県仙台市	18.11.15	54.4	84.1	82.4	88.0	88.0	90.9
広島県広島市	19.1.16	5.6	48.5	57.4	52.8	55.1	76.9
千葉県千葉市	19.6.1	53.7	68.8	78.7	80.3	81.5	85.1
三重県津市	19.6.29	26.2	65.4	58.6	56.0	69.5	77.1
埼玉県さいたま市	19.7.17	38.1	43.5	62.7	75.1	72.4	73.5
石川県金沢市	19.7.31	62.2	74.3	74.2	80.6	83.0	85.7
熊本県熊本市	19.9.5	10.6	45.5	44.4	46.9	65.8	67.6
兵庫県姫路市	19.10.5	26.3	27.6	40.2	43.3	52.6	64.1
山梨県甲府市	19.10.15	3.4	29.3	27.4	34.1	47.0	53.9
新潟県新潟市	19.11.14	14.5	29.0	31.5	48.7	51.4	53.9
愛知県豊橋市	19.11.22	45.4	37.8	44.4	51.9	44.7	72.7
福島県郡山市	19.11.27	19.7	36.6	41.4	55.4	63.9	66.0
茨城県水戸市	19.12.18	3.4	18.5	39.0	43.8	51.8	48.1
青森県青森市	20.5.9	19.9	62.3	74.9	77.1	86.6	88.8
岩手県奥州市	20.5.17	24.2	55.3	73.4	83.2	81.2	85.6
富山県富山市	20.5.22	26.1	56.4	58.6	71.6	80.7	75.6
奈良県奈良市	20.6.18	43.3	39.4	57.0	65.3	68.3	72.2
滋賀県栗東市	20.7.17	35.6	65.5	73.7	72.8	73.8	73.8
長崎県長崎市	20.8.22	21.0	51.4	71.5	77.3	79.2	82.8
福岡県福岡市	20.9.3	40.0	46.4	72.2	77.0	79.1	85.1
静岡県浜松市	20.9.26	16.1	30.2	66.1	69.9	72.9	69.8
福井県福井市	20.10.9	15.7	23.2	44.8	54.5	65.9	92.5
長野県松本市	20.10.21	11.7	31.5	65.7	66.1	69.8	73.7
京都府宇治市	20.11.7	13.7	23.2	38.1	46.5	64.2	66.3
宮崎県宮崎市	21.7.24	25.4	34.7	42.5	45.4	47.1	64.5
岡山県岡山市	21.8.7	3.4	25.0	34.1	40.5	46.1	57.3
鳥取県米子市	21.8.28	8.0	10.2	28.0	40.8	38.2	47.8
北海道函館市	21.9.9	3.4	5.2	37.8	43.7	51.5	75.5

住宅防火対策推進シンポジウムの参考資料 1

開催地	開催年月日	住警器の普及率 (%)					
		20年6月	21年3月	21年12月	22年6月	22年12月	23年6月
群馬県前橋市	21. 9. 30	29. 6	43. 5	45. 4	60. 4	64. 3	66. 5
秋田県秋田市	21. 10. 8	22. 0	24. 1	40. 4	45. 8	55. 0	71. 2
和歌山県和歌山市	21. 10. 27	38. 4	39. 4	50. 0	53. 7	63. 0	66. 8
大阪府大阪市	21. 10. 30	45. 4	52. 5	63. 2	64. 9	71. 9	78. 5
島根県松江市	21. 11. 9	8. 9	11. 3	21. 5	41. 1	53. 9	74. 3
山口県下関市	21. 11. 26	13. 2	32. 9	45. 9	49. 3	61. 4	68. 9
香川県高松市	22. 1. 13	18. 1	38. 6	22. 0	52. 4	57. 0	72. 1
佐賀県佐賀市	22. 1. 22	9. 5	12. 8	26. 4	40. 4	51. 5	64. 8
滋賀県長浜市	22. 2. 6	3. 4	26. 6	27. 5	34. 7	69. 3	72. 4
神奈川県川崎市	22. 2. 12	12. 5	24. 5	32. 1	56. 4	64. 7	75. 3
北海道旭川市	22. 2. 21	24. 9	23. 7	42. 1	44. 8	47. 4	49. 9
岐阜県岐阜市	22. 3. 5	17. 6	37. 6	36. 1	49. 6	50. 2	63. 9
山形県山形市	22. 7. 7	9. 2	13. 8	52. 5	52. 6	62. 6	77. 0
高知県高知市	22. 7. 13	3. 4	13. 2	39. 9	31. 5	60. 7	57. 6
静岡県静岡市	22. 8. 12	17. 4	31. 8	56. 2	57. 6	58. 0	54. 7
神奈川県相模原市	22. 8. 19	13. 5	22. 3	41. 1	45. 8	66. 3	70. 6
北海道釧路市	22. 8. 25	28. 3	34. 1	41. 8	45. 7	58. 2	67. 9
徳島県徳島市	22. 9. 3	3. 4	5. 2	38. 4	47. 0	61. 0	60. 4
島根県益田市	22. 9. 19	19. 7	33. 4	43. 3	38. 0	40. 5	58. 1
滋賀県彦根市	22. 10. 16	17. 9	14. 0	30. 4	31. 6	32. 7	73. 9
北海道小樽市	22. 10. 29	3. 4	31. 4	43. 1	43. 3	55. 5	62. 3
福島県南相馬市	22. 11. 14	3. 4	40. 2	35. 6	39. 0	51. 4	
愛媛県松山市	22. 11. 27	29. 3	50. 8	48. 2	49. 0	55. 2	58. 1
鹿児島県鹿児島市	22. 12. 18	33. 5	41. 5	65. 2	66. 9	69. 0	82. 1
沖縄県宜野湾市	22. 12. 22	3. 4	5. 2	41. 8	43. 8	45. 6	51. 6
兵庫県多可町	23. 1. 28	40. 1	35. 9	13. 0	29. 8	34. 9	52. 5
栃木県宇都宮市	23. 2. 1	36. 3	48. 9	67. 0	72. 8	78. 7	75. 1
佐賀県伊万里市	23. 2. 13	17. 0	20. 8	57. 5	57. 4	68. 5	70. 8
大分県大分市	23. 3. 3	16. 3	18. 8	37. 7	37. 9	48. 0	75. 8
大阪府箕面市	23. 5. 19	9. 8	21. 3	54. 5	55. 6	60. 9	70. 5
鳥取県鳥取市	23. 8. 9	24. 5	19. 8	20. 4	32. 9	39. 8	64. 9

備考 1 開催都市消防本部管内の普及率を示したもの（64消防本部）

2 平成20年5月に開催された青森市以降の都市のうち、開催前後1年以内に15%以上普及率が上昇したケースを で色分けしている（46消防本部中30消防本部）。

3 水戸市以前の開催都市で平成19年以前の普及率が明らかでないため、上記2の「開催前後1年以内に15%以上普及率が上昇したケース」の対象としていない。

平成22年度住宅防火対策推進シンポジウムアンケート集計概要

1会場別参加者数

開催都市	山形市	高知市	静岡市	相模原市	釧路市	徳島市	益田広域	彦根市	合計
参加者数	380	282	274	312	421	338	397	323	2727

2 アンケート回答者(1291名)に係る分析

(1) 性別

性別	山形市	高知市	静岡市	相模原市	釧路市	徳島市	益田広域	彦根市	合計	左構成比率
女性	66	111	39	15	126	103	81	18	559	43%
男性	89	37	90	156	68	66	100	124	730	57%
その他・無回答	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0%
計	155	148	129	172	194	170	181	142	1291	100%

(2) 年齢別

年齢別	山形市	高知市	静岡市	相模原市	釧路市	徳島市	益田広域	彦根市	合計	左構成比率
20歳未満	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0%
20代	7	3	20	42	4	3	2	11	92	7%
30代	20	12	4	28	7	11	8	21	111	9%
40代	23	13	15	17	4	13	22	26	133	10%
50代	57	41	35	67	31	46	68	48	393	30%
60歳以上	48	79	53	18	148	94	81	34	555	44%
その他・無回答	0	0	2	0	0	3	0	1	6	0%
計	155	148	129	172	194	170	181	142	1291	100%

(3) 所属別

参加者所属	山形市	高知市	静岡市	相模原市	釧路市	徳島市	益田広域	彦根市	合計	左構成比率
行政職員	5	3	1	1	0	6	1	4	21	2%
消防職員	37	27	45	116	18	23	7	41	314	24%
消防団員	26	1	10	13	14	25	81	50	220	17%
婦人(女性)防火クラブ	56	110	32	0	73	99	60	9	439	34%
市民防災組織	4	0	12	1	46	4	0	3	70	5%
消防関係機関	3	3	6	16	3	1	5	6	43	3%
事業所関係	15	2	10	11	0	1	13	3	55	4%
一般の方	6	2	4	5	15	5	14	11	62	5%
その他	3	0	5	8	24	4	0	15	59	5%
無回答	0	0	4	1	1	2	0	0	8	1%
計	155	148	129	172	194	170	181	142	1291	100%

(4) 今後の活動に役立つか

項目	山形市	高知市	静岡市	相模原市	釧路市	徳島市	益田広域	彦根市	合計	左構成比率
大いに役立つ	39	48	27	52	78	35	53	25	357	28%
役立つ	101	92	70	105	107	87	116	105	783	61%
どちらとも言えない	8	5	7	8	4	7	11	8	58	4%
役立たない	1	0	3	0	0	0	0	1	5	0%
無回答	6	3	22	7	5	41	1	3	88	7%
計	155	148	129	172	194	170	181	142	1291	100%

(5) 他の人に伝えたいか

項目	山形市	高知市	静岡市	相模原市	釧路市	徳島市	益田広域	彦根市	合計	左構成比率
大いに伝えたい	28	38	26	41	60	27	34	21	275	21%
伝えたい	114	102	72	113	115	94	130	110	850	66%
どちらとも言えない	8	6	8	10	10	7	13	9	71	5%
伝えたい	1	0	3	0	4	0	1	1	10	1%
無回答	4	2	20	8	5	42	3	1	85	7%
計	155	148	129	172	194	170	181	142	1291	100%